

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

低気圧と前線による大雨（令和6年9月の豪雨）による被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2024年9月24日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します（国土交通省北陸信越運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 伸長対象の地域】

【石川県】

輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

自動車検査証の有効期間の満了が2024年9月21日から2024年10月20日までの自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2024年9月22日から2024年10月21日までの保険契約

◆検査対象外車

保険期間の終期が2024年9月21日から2024年10月21日までの保険契約

【3. 特別措置の内容】

対象		使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域内	有	○ (2024年10月21日まで)	○ (2024年11月30日まで)
		伸長対象地域外	無	×	○ (2024年11月30日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○ (2024年10月21日まで)	○ (2024年11月30日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	—	—	○ (2024年10月21日まで)	○ (2024年11月30日まで)

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。